○環境省令第三十六号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百八十号）の施行に伴い、並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十六日

環境大臣　大塚　珠代

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

「はく製」を「剝製」に改める。

第一条の表以外の部分中「下欄」を「加工品の欄」に、「上欄」を「科名の欄」に改め、同条の表中「はきもの」を「履物」に改める。

第五条第二項第七号イ及びロを次のように改める。

イ　*Ursus arctos*（ヒグマ）

ロ　*Ursus thibetanus*（アジアクロクマ）

第五条第二項第八号イからヌまでを次のように改める。

イ　*Balaena mysticetus*（ホッキョククジラ）

ロ　*Eubalaena*属（セミクジラ属）全種

ハ　*Balaenoptera musculus*（シロナガスクジラ）

ニ　*Megaptera novaeangliae*（ザトウクジラ）

ホ　*Eschrichtius robustus*（コククジラ）

ヘ　*Caperea marginata*（コセミクジラ）

ト　*Neophocaena phocaenoides*（スナメリ）

チ　*Berardius arnuxii*（ミナミツチクジラ）

リ　*Hyperoodon*属（トックリクジラ属）全種

ヌ　令別表第二の表二の第一の三のホの⑵又は⑶に掲げる種

第五条第二項第九号イからトまでを次のように改める。

イ　*Chinchilla*属（チンチラ属）全種

ロ　*Lophophorus impejanus*（ニジキジ）

ハ　*Lophura swinhoii*（サンケイ）

ニ　*Syrmaticus ellioti*（カラヤマドリ）

ホ　*Syrmaticus mikado*（ミカドキジ）

ヘ　*Struthio camelus*（ダチョウ）

ト　令別表第二の表二の第二の⑴、⑵、⑷、⑺から⑼まで、⑾から⑬まで又は⑱に掲げる種

第十条の二中「下欄」を「個体等の欄」に、「ロクソドンタ・アフリカナ」を「*Loxodonta africana*」に改める。

第十一条第一項第二号中「中欄」を「種名の欄」に、「下欄」を「適用日の欄」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年十二月一日から施行する。